

【特別徴収（年金からの天引き）で納める方へ】

# 平成31年度 介護保険料決定のお知らせ

※賦課年度については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えてください。

同封の平成31年度介護保険料決定（変更）通知書は、平成31年度の介護保険料（年額）と各月の特別徴収（受給されている年金からの天引き）額をお知らせするものです。

今年度から特別徴収が始まる方ならびに昨年度より継続して特別徴収により納付いただく方には、国で定める法律により、原則受給されている年金からの特別徴収により介護保険料を納付していただくこととなりますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、介護保険料の決まり方などは、別添の「[65歳以上の皆様へ](#)平成31年度 可児市の介護保険料」（ピンク色のチラシ）をご覧ください。

## 今年度から特別徴収が始まる方

### ① 対象となる方

前年度（平成30年度）以前に「満65歳になられた方」や「可児市に転入された方」で、平成31年4月時点で年額18万円以上の年金を受給している方

### ② 開始時期

特別徴収の開始時期は、「満65歳になられた月」、「転入された月」によって異なり、おおむね下表①のとおりで、4月から開始の方、6月から開始の方、8月から開始の方、10月から開始の方に分かります。

表①

転入月又は 65歳到達月	平成30年 9月以前	平成30年 10月～11月	平成30年12月 ～平成31年1月	平成31年 2月
特別徴収の 開始予定月	平成31年 4月	令和元年 6月	令和元年 8月	令和元年 10月

4月から開始、6月から開始の方には、既に本年4月5日付で上半期の仮算定額をお知らせしておりますが、今回、介護保険料（年額）及び下半期の特別徴収額が決定しましたのでお知らせいたします。

また、8月から開始、10月から開始の方には介護保険料（年額）及び開始月以降の特別徴収額をお知らせいたします。※開始時期は、個々の状況（受給されている年金の種類、手続状況等）により上記とは異なる場合があります。

### ③ 特別徴収額

特別徴収額はおおむね下表②のとおりです。

表②	仮算定（4・6・8月）の特別徴収額	本算定（10・12・2月）の特別徴収額
4月から開始の方	・前年所得が確定していなかったため、仮に算定した保険料額（前年度の保険料額（年額） $\div$ 6回（百円未満切捨て））を特別徴収します。	・前年所得の確定により決定した保険料額（年額）から、（4・6・8月）の特別徴収額を差し引き、残った額を3回に分けて特別徴収します。
6月から開始の方		
8月から開始の方	・前年所得の確定により決定した保険料額（年額）を、（8・10・12・2月）の4回に分けて特別徴収します。	・前年所得の確定により決定した保険料額（年額）を、（10・12・2月）の3回に分けて特別徴収します。
10月から開始の方		

※仮に算定した保険料額：前々年（29年中）の所得をもとに仮計算した年間保険料額

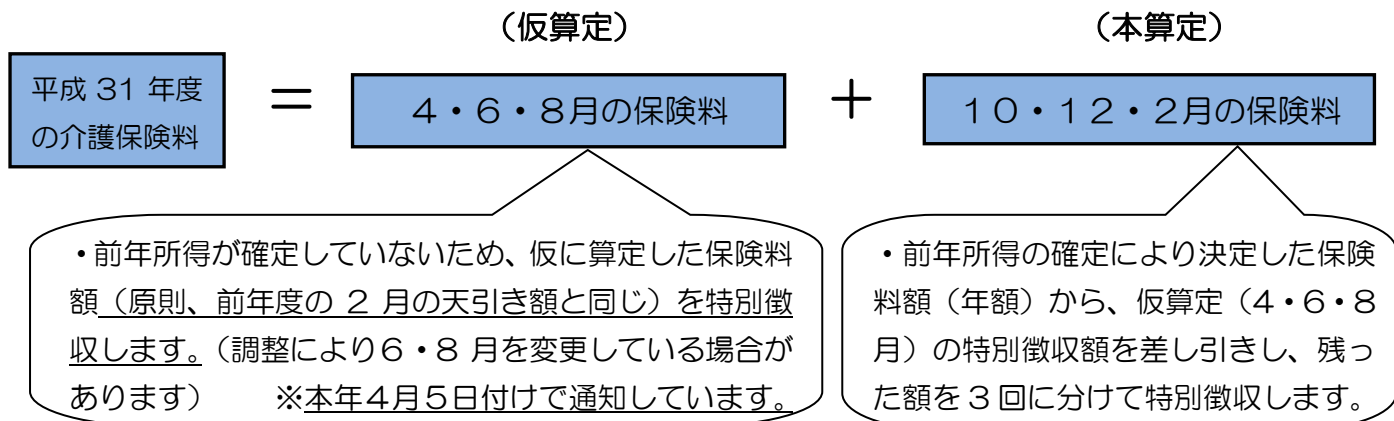
※特別徴収の開始月により、本来6回に分けて特別徴収される保険料が、今年度は3～5回で特別徴収されることとなり、1回あたりの特別徴収額が多くなりますことをご了承願います。

裏面もご覧ください

# 前年度から引き続き特別徴収の方

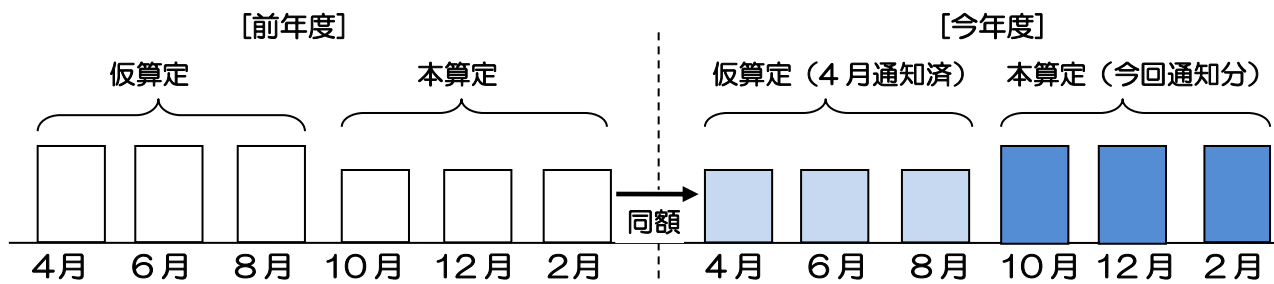
前年度、特別徴収により介護保険料を納めていただいた方で、平成31年4月時点で年額18万円以上の年金を受給している方は、今年度も引き続き、特別徴収により納付いただくことになります。

特別徴収額は、おおむね下図のとおりとなります。

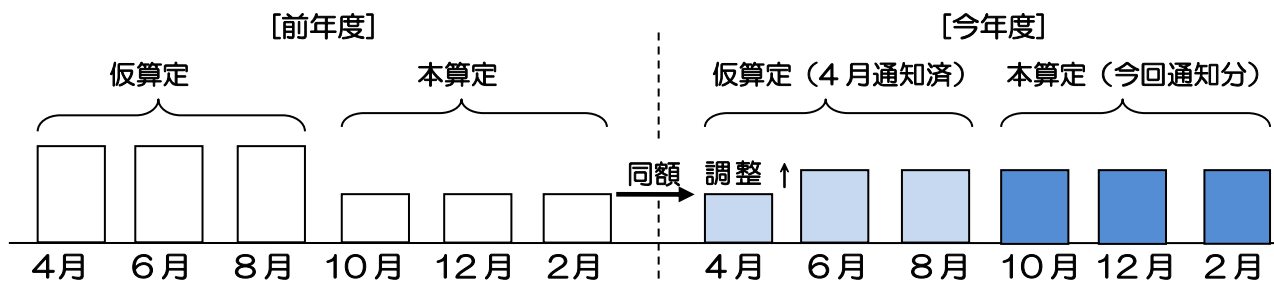


## イメージ図

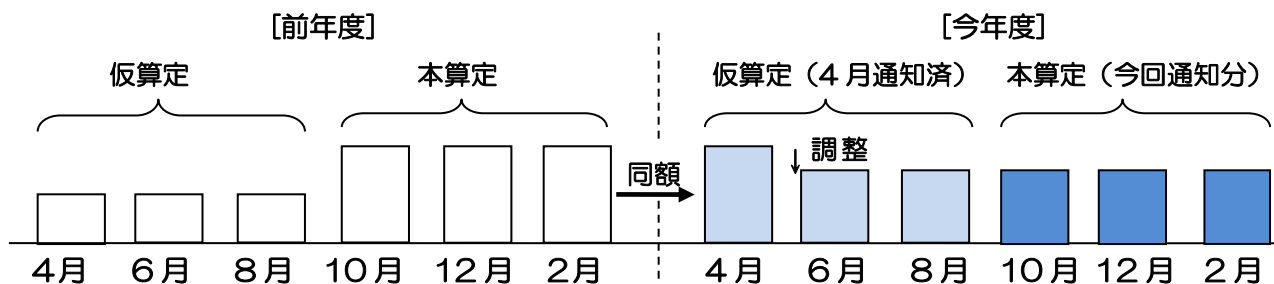
例1. 仮算定(4・6・8月)の特別徴収額が前年度2月と同額の方(調整のない方)



例2. 仮算定(6・8月)の特別徴収額が調整(増額)により前年度2月と同額でない方



例3. 仮算定(6・8月)の特別徴収額が調整(減額)により前年度2月と同額でない方



※仮算定でお知らせした4.6.8月の額が本算定で減額となった方は、いったん仮算定額で天引きされ、後日還付となりますので、ご了承ください。

お問い合わせ先 可児市役所 介護保険課 介護保険係  
電話 (0574)62-1111 内線 3223, 3224, 3225